

「岡山いきいき子どもプラン 2020」（仮称）の策定について

「岡山いきいき子どもプラン 2015」（以下、「現プラン」という。）の計画期間が今年度で終了することから、現プランの点検・評価を行い、取組をさらに発展・強化して、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指し、「岡山いきいき子どもプラン 2020」（仮称）を策定する。

1 計画の性格・位置付け

- 中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画
 - ・ 県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法）
 - ・ 次世代育成支援対策のための県行動計画（次世代育成支援対策推進法）
 - ・ 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
 - ・ 県子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
 - ・ 県母子保健計画（国の「健やか親子 21（第2次）」）

2 計画期間

- ・ 令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

3 基本理念

- ・ （現行）全ての子どもたちが晴れやかな笑顔で暮らす生き生き岡山を目指して

4 策定に向けた考え方

現プランの性格と大枠を維持しつつ、県民の目線に立って、「出会い・結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」といった、ライフステージに応じた施策の展開が示されるよう努める。また、次の観点から現状分析と現プランの点検・評価を行い、国の方針等も踏まえ、次期プラン案を作成する。

- (1) 統計データの推移（岡山県の少子化の状況について等）
- (2) 合計特殊出生率の地域格差要因分析
- (3) 現プラン数値目標の達成状況
- (4) 県民意識調査結果の分析

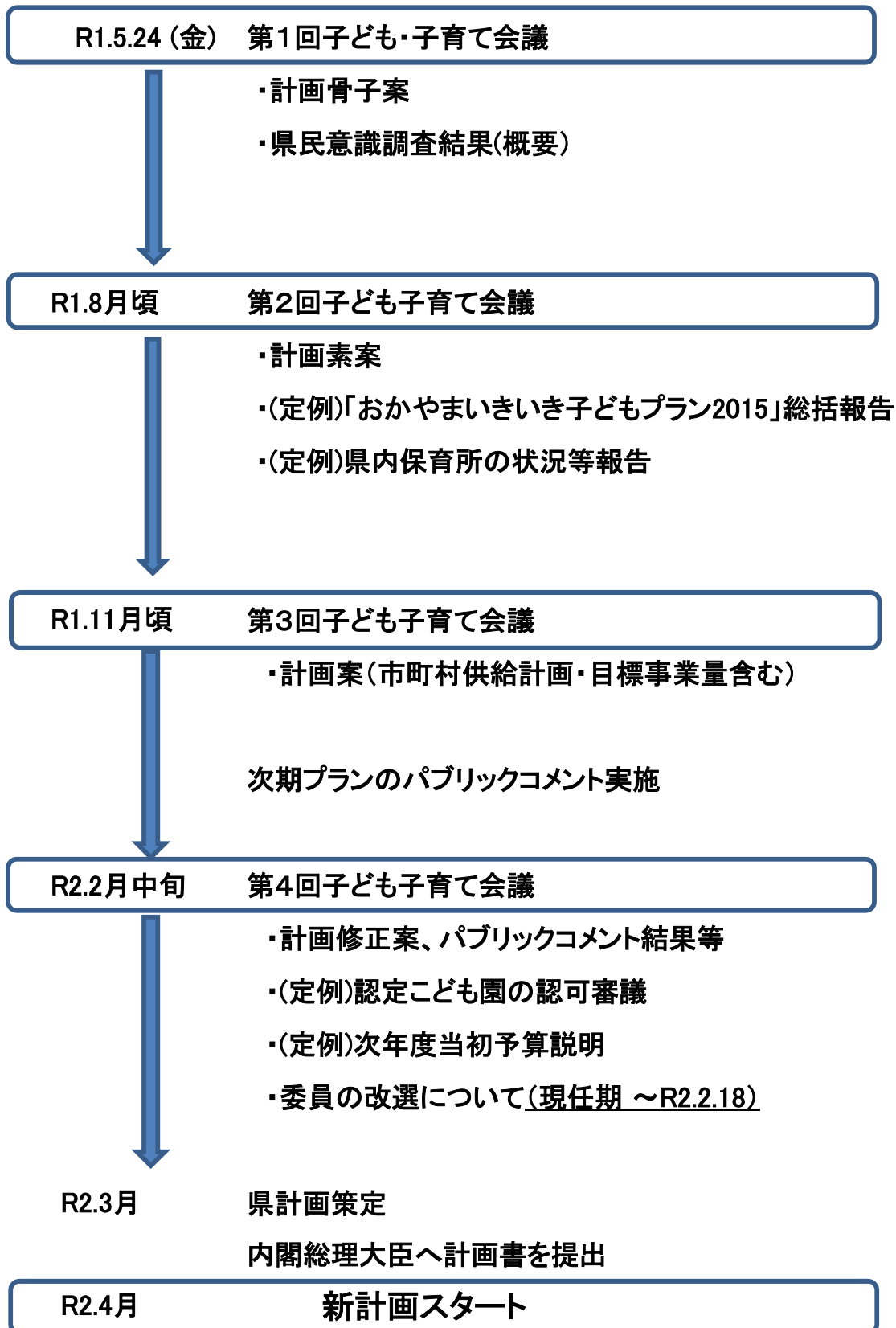
5 策定スケジュール等

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 8 月頃 | 第 2 回子ども子育て会議（計画素案を協議） |
| 1 1 月頃 | 第 3 回子ども子育て会議（計画案を協議） |
| 1 2 月 | パブリックコメントの実施 |
| 翌年 2 月 | 第 4 回子ども子育て会議（修正案及びパブリックコメント結果） |
| 3 月 | 「岡山いきいき子どもプラン 2020」（仮称） 策定 |

6 次期プラン骨子（案）

基本目標及び項目
I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境の整備
1 若者のライフデザイン構築支援 拡充
2 結婚を希望する若者の希望をかなえる環境づくりの推進 拡充
3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進
II 乳幼児期における教育・保育の充実
1 社会全体で子育てをする気運の醸成
2 幼児期の保育サービスの充実等 拡充
3 地域ぐるみの子育て支援の推進
III 子どもと若者の成長を支援する環境の充実
1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上
2 放課後の居場所づくり
3 地域・世代間交流の促進と子ども・若者支援
IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援
1 子ども虐待防止対策の充実 拡充
2 社会的養育体制の充実 拡充
3 障害のある子どもへの施策の充実
4 ひとり親家庭の自立支援
5 子どもの貧困対策の推進
V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進
1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス） 拡充
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
3 良質な住宅の確保と子育て相談体制
4 安全・安心な子育て環境の整備

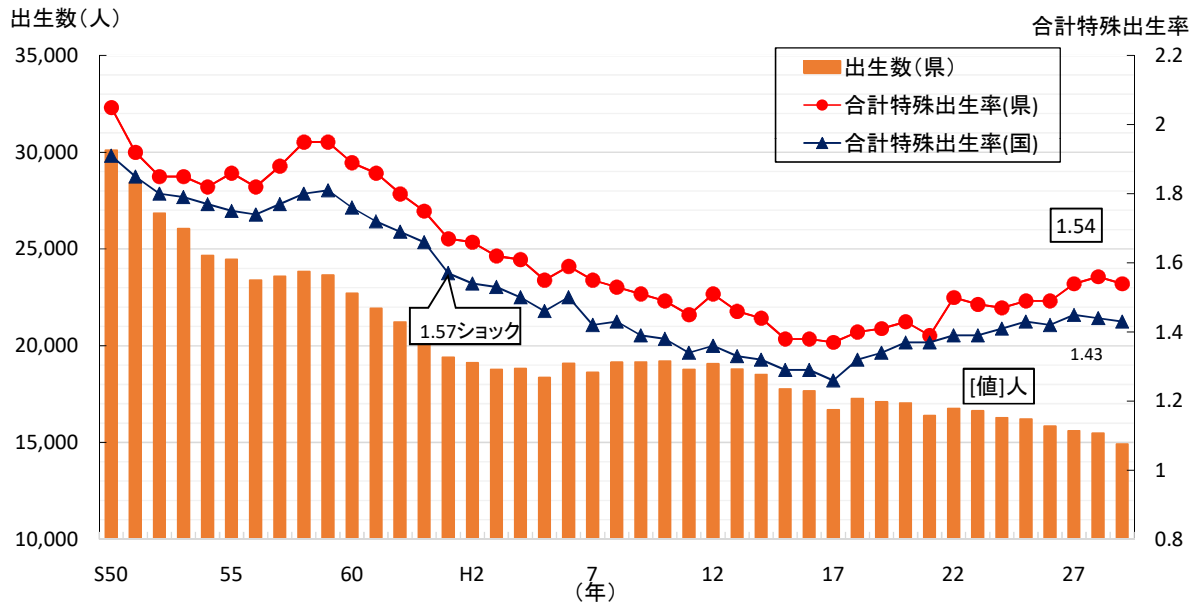
「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)策定スケジュール(案)



岡山県の少子化の状況等について (平成29年人口動態統計月報年計(概数)の概況)

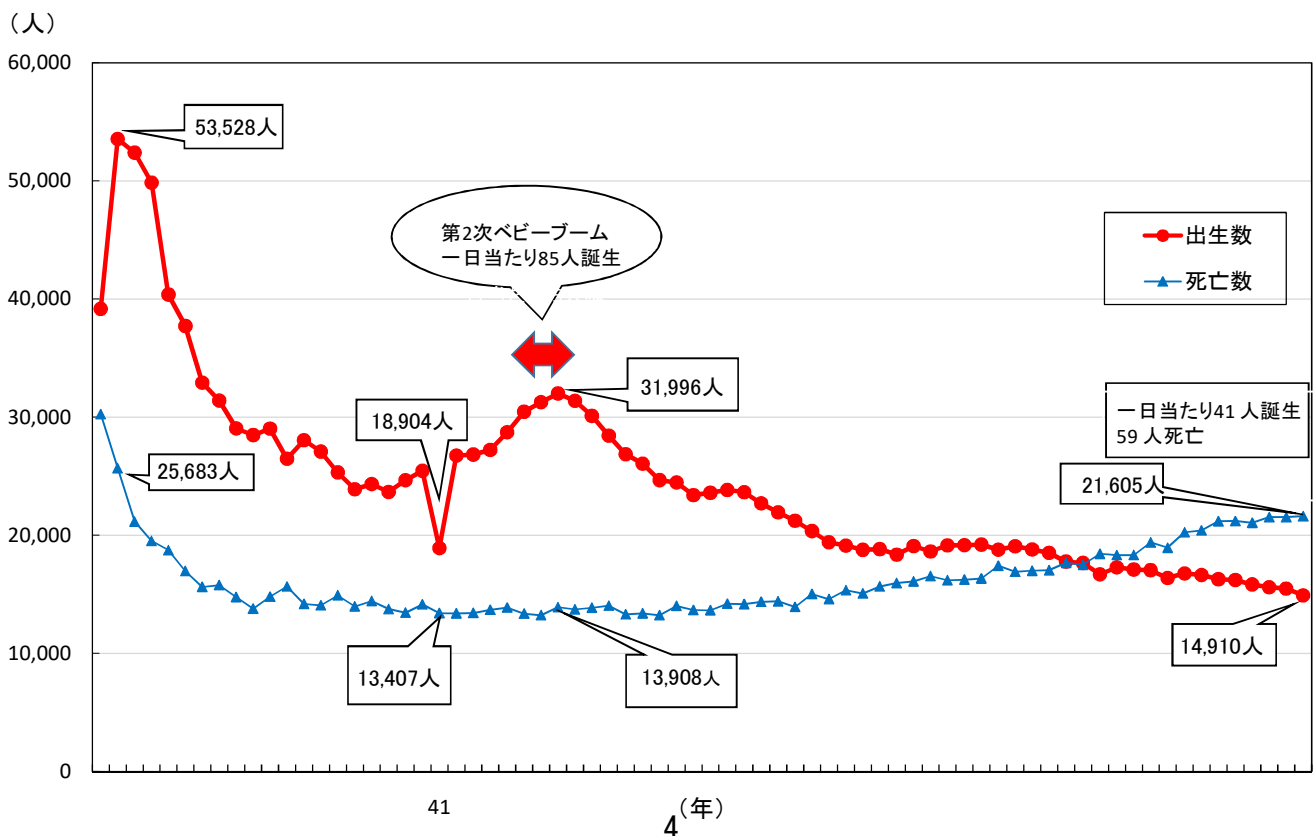
1 国・岡山県の合計特殊出生率の推移

平成29年の出生数は14,910人で、前年に比べ567人減少している。
また、平成29年の合計特殊出生率は1.54で、前年から0.02減少している。



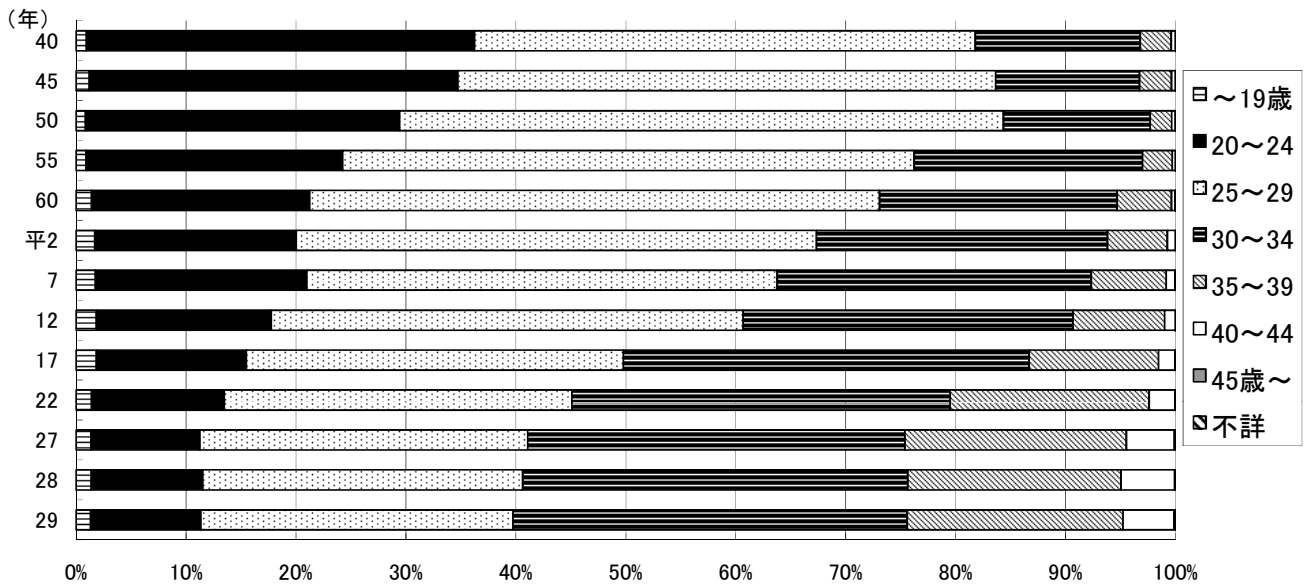
2 岡山県の出生数と死亡数の推移

平成29年の出生数は14,910人、死亡数21,605人で、6,695人の人口減少となっており、平成17年から13年連続で、死亡数が出生数を上回っている。



3 母の年齢階級別出生数の年次推移(岡山県)

平成29年に出生した母親の60.3%が30歳以上となっており、晩産化の傾向が続いている。

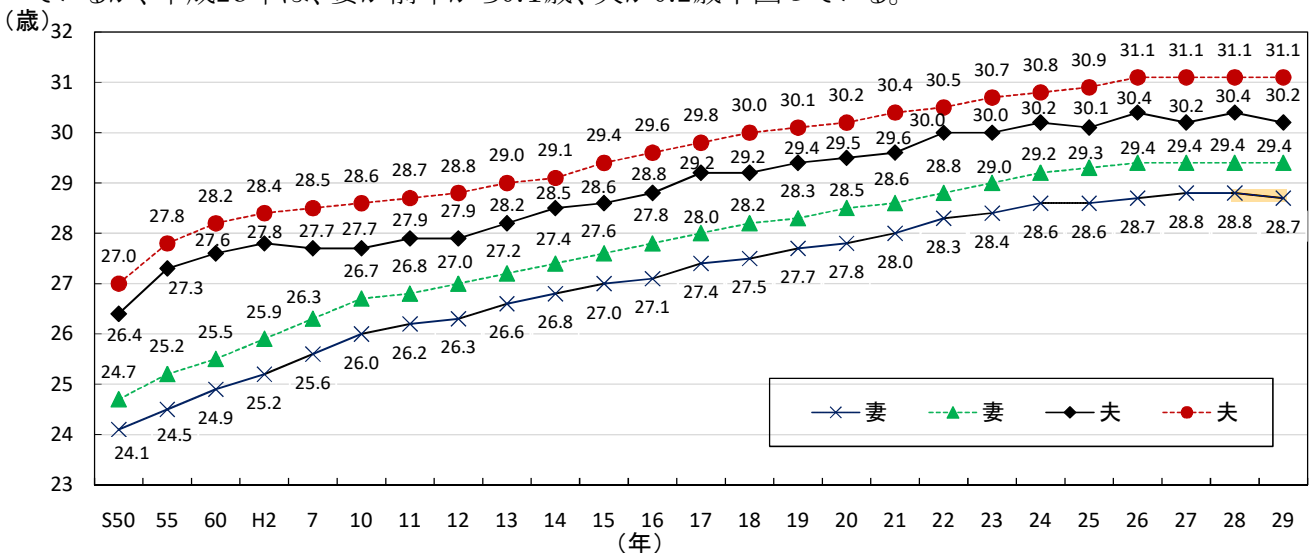


(単位：人)

母の年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	不詳	総数
昭和40年	241	8,975	11,601	3,817	718	96	3	0	25,451
平成28年	211	1,572	4,504	5,422	2,999	755	14	0	15,477
平成29年	194	1,497	4,234	5,345	2,928	694	18	0	14,910

4 平均初婚年齢の年次推移

県の平均初婚年齢の年次推移は、全国とほぼ同様の動きで、男女ともに晩婚化の傾向が続いているが、平成29年は、妻が前年から0.1歳、夫が0.2歳下回っている。



(参考) 生涯未婚率の年次推移

年次		S15年	S25年	S35年	S45年	S55年	H2年	H12年	H22年	H27年
全国	男性	1.74	1.46	1.26	1.70	2.60	5.57	12.57	20.14	23.37
	女性	1.47	1.35	1.87	3.33	4.45	4.33	5.82	10.61	14.06
岡山県	男性	1.44	1.25	1.38	1.47	2.02	3.88	10.01	17.77	21.60
	女性	0.85	0.87	1.27	2.24	3.00	3.18	4.21	8.62	12.67

〈資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2017版」〉

3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。

消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な手続き等については、現在検討が行われているところです。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されます。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます(上限月額2.57万円)。
 - * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。
 - * 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

【対象となる施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めます。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料が無償化されます。
 - * 3歳から5歳が対象です（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっています）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

子ども・子育て支援法の概要

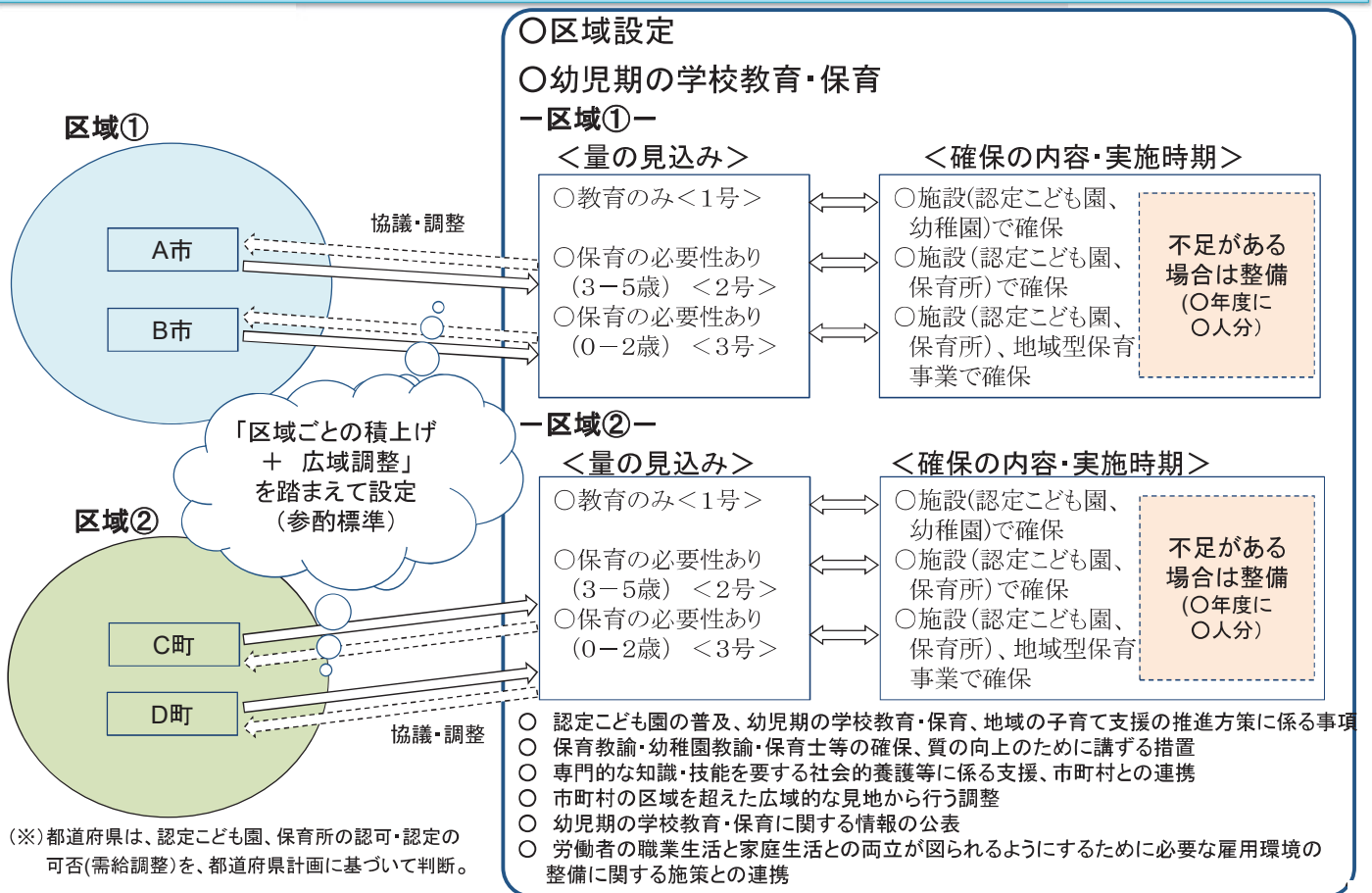
趣旨： 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要：

- (1) 総則
 - ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定 【第1条～第7条】
- (2) 子ども・子育て支援給付
 - ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。） 【第8条～第10条】
 - ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担） 【第11条～第30条】
- (3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等）
 - ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
 - ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請 【第42条、第54条】
 - ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等 【第58条】
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
 - ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等 【第59条】
- (5) 子ども・子育て支援事業計画
 - ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 【第60条～第64条】
- (6) 費用等
 - ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める) 【第65条～第71条】
- (7) 子ども・子育て会議等
 - ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等 【第72条～第77条】
- (8) 雑則【第78条～第82条】
- (9) 罰則【第83条～第87条】
- (10) 附則
 - ◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払等 【附則第2条、第3条、第6条】

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）
 ※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行 【附則第1条】

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ



県子ども・子育て支援事業支援計画記載内容等

県子ども・子育て支援事業支援計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての計画

- ◆ 県は、広域性と専門性を有する立場から、実施主体たる市町村を支援
- ◆ 県計画は、市町村が作成する「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて作成

主な記載事項

■ 区域の設定

「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定

■ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 基本的に市町村計画の積み上げ
 - 各市町村で需給の均衡を図り、場合によっては市町村間で調整
- ※市町村で調整が見つからない場合は県で広域調整

■ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 幼保連携型認定こども園の設置数、設置時期、普及に係る考え方
- 教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策
- 保幼小連携の取組の推進

■ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保・質の向上のために講ずる研修等の具体的方策
- 国が講じる保育教諭の促進に係る方策（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）、潜在保育士の活用方策

■ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

- 児童虐待防止対策の充実
- 社会的養護体制の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 障害児施策の充実等

■ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（任意記載事項）

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備に係る各都道府県の実情に応じた施策

※子ども・子育て支援制度の施行状況を踏まえ、記載事項が追記される可能性があります。（6月頃に国から通知予定。）

次世代育成支援対策推進法の概要

(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 地方公共団体行動計画: 保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準を記載
 一般事業主行動計画: 計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

指針の内容を追加

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
 - ②都道府県行動計画
- 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

事業主行動計画の策定・届出

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - ・大企業(301人以上): 義務
 - ・中小企業(101人以上): 義務(23年4月~)
 - ・中小企業(100人以下): 努力義務

計画の策定・届出の枠組みに代えた実績公表の枠組みの追加

一定の基準を満たした企業を認定

認定制度の充実

- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

次世代育成支援対策推進法の見直しについて

< 現行の仕組み >

法律の有効期限

平成17年4月1日から平成27年3月31日までの10年間の時限立法

行動計画策定指針

行動計画策定指針の内容に即して、行動計画を策定

■基本的な視点

- ① 仕事と生活の調和の視点
- ② 仕事と子育ての両立の視点
- ③ 企業全体での取組等の視点
- ④ 企業の実情を踏まえた取組の視点
- ⑤ 社会全体による支援の視点等

■一般事業主行動計画の内容に関する事項

- 仕事と家庭の両立支援のための雇用環境の整備
- 働き方の見直しに資する労働条件の整備等

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の策定・届出義務

認定制度(認定基準)

厚生労働大臣による認定・表示付与

- ① 適切な行動計画を策定したこと
- ② 計画期間が2年以上5年以下であること
- ③ 行動計画に定めた目標を達成したこと
- ④ 適切に公表及び労働者への周知をしたこと
- ⑤ 男性の育児休業取得者が1人以上いること
- ⑥ 女性の育児休業取得率が70%以上であること
- ⑦ 3歳から小学校入学するまでの子をもつ労働者を対象とする育児休業等の措置を講じていること
- ⑧ 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の措置を講じていること
- ⑨ 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

子育てをサポートしている企業の証(くるみんマーク)



※ 次世代法の効果的推進方策として、認定制度の認知度を高めるとともに、経済的インセンティブとしての優遇措置の積極的な検討などを行う。

< 労働政策審議会雇用均等分科会報告を受けた見直しのイメージ >

法律の延長

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで10年間延長

指針の内容を追加

行動計画策定指針の内容に、新たに①~②の内容を盛り込む

- ① 非正規雇用の労働者が取組の対象であることを明記する
- ② 働き方の見直しに資する取組を進めることが重要である旨を盛り込む
 - ・働き方の見直しに資する取組
 - ・男性の育児休業取得促進の取組
 - ・所定外労働の削減の取組
 - ・年次有給休暇の取得促進の取組等

計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

現行の一般事業主行動計画の策定・届出義務の枠組みを維持しつつ、高い水準の取組を行っている企業(新たに設ける認定を受ける企業)について、一般事業主計画の策定・届出に代えて、両立支援の取組の実績を公表する枠組みを追加

現行の認定制度の充実

現行の認定基準について以下の見直しを行う

- ① 男性の育児休業取得に係る基準について中小企業の特例を拡充する
- ② 女性の育児休業取得に係る基準の見直しについて検討する
- ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置に係る基準について見直す

新たな認定制度の創設

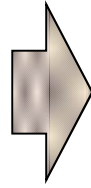
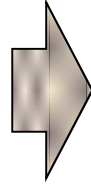
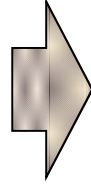
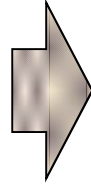
新たに設ける認定基準について、以下の①~④について現行の認定基準(見直しを行ったもの)よりも高い基準を設ける又は現行の認定基準にないものを追加

- ① 男性の育児休業取得に係る基準について、高い基準を設ける
- ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置について、一定の条件の下で数値目標を定めて実施し、達成することとする
- ③ 女性の継続就業に係る基準を新設する【追加】
- ④ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組に係る基準を新設する【追加】

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充
など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給
など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類
の福祉資金を貸付
など

子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

1 第1章 総則

・目的（1条）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

・基本理念（2条）

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。等

・国、地方公共団体、国民の責務（3～5条）

・政府の義務

① 必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずること（6条）

② 毎年、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表（7条）

2 第2章 基本的施策

・子どもの貧困対策に関する大綱（8条）

・都道府県子どもの貧困対策計画（9条）

・教育の支援（10条）

・生活の支援（11条）

・保護者に対する就労の支援（12条）

・経済的支援（13条）

・調査研究（14条）

3 第3章 子どもの貧困対策会議（15条、16条）

・内閣府に特別の機関として設置

・所掌事務

① 大綱の案の作成

② 子どもの貧困対策に関する重要事項の審議、子どもの貧困対策の実施の推進

・組織 会長 内閣総理大臣

委員 会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

「健やか親子21(第2次)」のスケジュール

	H26年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	...	
全体	・現計画終了	平成27年度～ 健やか親子21(第2次)開始				平成31年度 中間評価	→				平成35年度 最終評価	平成36年度 健やか親子21(第2次)終了	
国	・健やか親子21(第2次)のベースライン調査・目標設定 ・健やか親子21(第2次)周知 ・自治体担当者への研修等 ・推進体制の検討				・中間評価の調査	・中間評価検討会開催			・最終評価の調査	・最終評価検討会開催 ・健やか親子21(第3次)計画策定検討会開催	・健やか21(第3次)のベースライン調査 ・次期計画周知等		
地方公共団体	・最終評価 ・母子保健計画作成、周知等				・調査協力	・中間評価・計画修正等			・調査協力	・最終評価	・健やか親子21(第3次)作成、周知等		
関係団体等	・取組の最終評価 ・健やか親子21(第2次)計画作成				・調査協力	・中間評価・計画修正等			・調査協力	・最終評価	・健やか親子21(第3次)作成	3	

